

別紙3を次のとおり改める。

1. (1) ②ロに掲げる表のうち、「城南宮北」を「城南宮北・京都南ジャンクション」に改める。
1. (2) ②ロ(イ)のうち、「令和8年3月31日」を「令和9年3月31日」に改める。
1. (2) ⑧ニを削る。
1. (2) ⑩ニを削る。
1. (2) ⑪ハのうち、「令和8年3月31日」を「令和9年3月31日」に改める。
1. (2) ⑫ハを削る。
1. (2) ⑬ハを削る。
1. (2) ⑱ハのうち、「令和7年4月5日から同年11月30日まで」を「令和8年4月4日から同年11月29日まで」に改める。

別添3のうち、

「

		大山崎	
	京都南		
京都東		7.8	
	9.9	17.7	

」を

		京都南	大山崎
	京都南		7.8
京都東	ジャンクション	—	8.4
	9.3	9.9	17.7

」に、

「新富スマート」を「新富新田原スマート」に改める。

別添8のうち、「城南宮北」を「城南宮北・京都南ジャンクション」に改める。